



2025年8月12日

各 位

会 社 名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 清崎 哲也
(東証スタンダード・コード9127)
問合せ先 取締役 松本 和成
(TEL 03-5439-0260)

Sun You Ning 氏及び株式会社アイエスシーに対する 質問状の送付に関するお知らせ

当社は、Sun You Ning 氏（以下「Sun 氏」といいます。）と株式会社アイエスシー（以下「ISC」といいます。）並びに ISC の共同保有者である株式会社エンタープライズマリタイム（以下「エンタープライズ」といいます。）及び三豊運輸株式会社（以下「三豊運輸」といいます。）が実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性が否定できないと考え、Sun 氏と ISC、エンタープライズないし三豊運輸との関係の有無及び程度について調査するため、2025年7月17日付けで、Sun 氏及び ISC に対して質問状をそれぞれ送付しておりました。これに対し、2025年7月18日に ISC から、同月31日に Sun 氏から、それぞれ回答書を受領いたしました。

当社において実施している調査の結果も踏まえ、回答書の内容を精査したところ、当該回答書記載の回答では不十分な点、回答内容を理解するには回答内容が抽象的な点及び追加の情報が必要な点等があることから、本日、独立委員会の勧告も踏まえ、Sun 氏に対して別紙1の質問状、ISCに対して別紙2の質問状をそれぞれ送付しておりますので、お知らせいたします。

以 上

(別紙1)

2025年8月12日

Sun You Ning 様

玉井商船株式会社
代表取締役社長 清崎 哲也

ご質問事項(2)

当社は、貴殿と、当社の株主である ISC 並びに ISC の共同保有者であるエンタープライズ及び三豊運輸とが実質的に共同して当社株式の買付けを行っているか否かを判断するため、貴殿に対し、2025年7月17日付けで質問状(以下、「貴殿宛質問状(1)」を送付したところ、貴殿より、2025年7月31日付けで貴殿宛質問状(1)に対する回答(以下「7月31日付け貴殿回答」)を受領しました。

もともと、当社は、7月31日付け貴殿回答その他当社において実施している調査の結果を踏まえ、7月31日付け貴殿回答記載のご回答では不十分な点、ご回答内容を理解するにはご回答内容が抽象的な点及び追加の情報が必要な点等を含め、貴殿が ISC からその他の株主と実質的に共同して当社株式の買付けを行っているか否かを判断するために、貴殿から追加で情報をご提供いただく必要があると考えております。つきましては、以下の事項についてご質問させていただきますので、**本年8月31日まで**にご回答いただけますようお願い致します。

※ 本質問状において使用する定義語は、別段の記載がない限り、貴殿宛質問状(1)において定義された意味を有します。

1. 貴殿について

- (1) 当社事業についての知識及び経験の詳細を、地域・規模・業務の内容並びにかかる知識及び経験を有するに至った経緯を含めて、具体的にご教示ください。また、それが今回の当社への投資に与えた影響についても具体的にご教示ください。
- (2) 当社事業へのご関心の有無及びご関心がある場合には、具体的にどの事業についていかなる観点からご関心をお持ちか、ご教示ください。また、それが今回の当社への投資に与えた影響についても具体的にご教示ください。
- (3) 7月31日付け貴殿回答において、「My professional background includes ... a track

record of building two successful businesses (私の経歴には、・・・2社の成功している企業の設立実績が含まれます)」とご回答いただいておりますが、当該2社の名称、設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、同社に対する貴殿の有する議決権の割合、並びに、貴殿がどのように経営を行ったか(同社における貴殿の役職や担った役割等)について、それぞれ具体的にご教示ください。

- (4) 貴殿宛質問状(1)の1(7)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。貴殿が、日本において、会社を実質的に経営し、当該会社の実際の業務に関与された経験の有無、及び、もしある場合にはその具体的な内容(貴殿の有する議決権の割合、実際の経営ないし業務への関与の形態を含みます。)を具体的にご教示ください。特に当社事業と同様の事業に関して会社を経営ないし業務に関与されたご経験がある場合(但し、単に株式を保有した場合を除きます。)には、その内容について具体的にご教示ください。
- (5) 貴殿宛質問状(1)の1(8)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。貴殿が、日本以外の国において、株式の取得、役員のパイプライン等を通じて、当社事業と同様の事業を営む会社を実質的に経営した経験の有無をご回答ください。仮に、かかる経験がある場合には、貴殿が経営した会社の名称、設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、同社に対する貴殿の有する議決権の割合、並びに、貴殿がどのように経営を行ったか(経営者を派遣したか、貴殿が当該会社に対してどのような成長の支援等をしたか等)について、それぞれ具体的にご教示ください。
- (6) 貴殿が日本において提出している大量保有報告書は、当社株式にかかるもののみと理解しておりますが、大量保有報告書提出義務を負うに至らない投資を含め、貴殿がこれまで行った日本国内の上場会社に対する投資について、各投資先の銘柄、それぞれを投資先として決定した理由(貴殿の投資基準の具体的な内容を含みます。)、株券等の取得を開始した時期、株券等の取得の目的、投資方針、投資回収の方法及び期間、投資先への提案行為等、投資先会社の企業価値の向上に資する活動を行った場合には当該活動の具体的な内容、投資後の経営への参画の内容、投資後の重要財産の売却その他の処分の有無、各投資先の株券等の取得方法、投資後における投資先会社の業績の推移、及び投資先会社の経営陣や従業員との間での友好的関係が構築できたか等について、個別に具体的にご教示ください。

2. 当社株券等の取得目的等について

- (1) 7月31日付け貴殿回答において、貴殿が当社株式の買集めを行っておられる理由として、「I believed the Company's shares to be cheap compared to the intrinsic value of the Company（貴社株式の株価が小職の考える貴社株式の本来的な価値に比して低いと考えたためです）」とご回答いただいております。もともと、日本には3900社以上の上場会社があり、株価が本来的な価値に比して低いと考えられる会社も多数あるところ、（プライム市場ではなく、よりマイナーな）スタンダード市場に上場している当社を投資先を選んだのは、当社株式が割安であること以外に、特段の理由があるように推察しております。貴殿が、当社を投資先を選んだ理由を改めて具体的にご教示ください。
- (2) 当社を含む海運業を営む日本企業の株式の取得を検討し始めた時期をご教示ください。また、2024年以降、投資先を検討するにあたって、他者に投資先候補を問い合わせたことがあるか、ある場合にはいつ頃、誰に、具体的にはどのような内容を問い合わせたか、かかる問い合わせに対し先方の対応はどのようなものであったか、同やり取りが今回の投資に与えた影響等、かかる問い合わせに係るやり取りについて具体的にご教示ください。
- (3) (ア) 7月1日面談において、貴殿が投資先を決定するプロセスとして、下記①～③の方法がある旨ご教示いただきましたが、当社を知った経緯がいずれに該当するかご教示ください。①～③のいずれでもなく、他の方法による場合にはその方法を具体的にご教示ください。また、当社を知った時期もご教示ください。
- ① インドにいる3人のアナリストのうち1人から毎日提供される日本企業に関する情報（1社につき10～15頁のレポート）を見る
 - ② 貴殿自身がスクリーニングをしたり、報告書に目を通したり、他の投資家の動向やニュースを見る
 - ③ 友人に聞く
- (イ) 上記(ア)に対するご回答が①である場合、当社に関するレポートの内容及び当社がレポートされた理由をご教示ください。
- (ウ) 上記(ア)に対するご回答が②である場合、貴殿がスクリーニングした情報及び結果、目を通した報告書、着目された他の投資家の動向又はご覧になったニュースの内容を具体的にご教示ください。
- (エ) 上記(ア)に対するご回答が③である場合、「友人」の氏名、略歴、貴殿とのご関係性、当該「友人」が当社株式を有している又は有していたか、有している又は有していた場合には何%有している又は有していたか、当該「友人」から得た当社に関する情報をご教示ください。

- (4) 大量保有報告書及び変更報告書並びに7月31日付け貴殿回答において、当社株式の保有目的は純投資である旨ご開示・ご回答いただいておりますが、当社としては、約3か月という短期間で、10.88%も買い集めることは保有目的に照らして一般的ではないと考えております。
- (ア) 貴殿として、当社株券等を株券等保有割合にして最終的に何%程度まで取得する予定かをご教示ください。
- (イ) 貴殿として、当社株式の保有目的を変更する予定又は可能性があるか、ある場合にはいかなる目的に変更するご想定か、ご教示ください。
- (ウ) 当社株式の保有目的に拘わらず、貴殿が、今後、当社に対して、当社の経営に関する何らかの提案、要求又は助言等を行う可能性がある事項（自社株買いを含む株主還元の実施等）の有無、あればその概要、及び、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような提案、要求又は助言等を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
- (5) 貴殿宛質問状(1)の2(4)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。貴殿が現在保有している又は今後追加取得予定の当社株券等について、その保有方針（継続保有の意向、売却予定の有無など）、及び、かかる投資を最終的にどのように回収される方針であるかを具体的にご説明ください。
- なお、7月1日面談では、投資先によってはターゲット価格を達成した段階で売却するという旨をご教示いただいているところ、当社についてターゲット価格があるか否か、ある場合には、当該ターゲット価格の金額をご教示ください。
- (6) 貴殿宛質問状(1)の2(7)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。貴殿は当社の企業経営に参加する（当社の取締役その他の役員となる又は役員を派遣することを含みます。）意思を有しているか、仮に有している場合にはその具体的内容及び目的についてご教示ください。
- なお、7月1日面談では、当社株式の34%又は過半数を取得して、当社の経営に関与するか否かは株価次第とご回答いただいておりますが、株価がどのような場合になった場合に、当社株式の34%又は過半数を取得して、当社の経営に関与するご予定か、具体的にご教示ください。
- (7) 7月31日付け貴殿回答によれば、「これまで一貫して貴社への投資に適用される外国為替及び外国貿易法その他の関連法令に定める義務を遵守してきました」とのことですが、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）を遵守されている場合、当社株式の取得については、当局に対し外為法第27条第1項に基づく事前届出を提出されたものと存じます。つきましては、当該事前届出書に記載した当社株券等の取得を予定しているエ

ンティティ、各エンティティが取得する株券等の上限、取得期間及び取得に際しての誓約事項、並びに、当該事前届出の受理番号及び公示日をご教示ください。

3. ISC らとの関係について

- (1) 7月31日付け貴殿回答によれば、貴殿と堀内氏は貴殿が Wilmar 社に勤務されていた際と同僚（堀内氏によれば、Kenny Beh 氏）を介して知り合い、初めて連絡をとったのは2025年6月9日に堀内氏が貴殿にコンタクトしてきた際とのことですが、同日以降、貴殿と堀内氏が本日に至るまでの間にコミュニケーションをとられた（書簡、電子メール、口頭その他方法又は形態は問いません。）回数、概要、経緯をご教示ください。
- (2) 貴殿との7月1日面談において、「1か月ほど前に初めて堀内氏と電話をした」旨のご発言がございましたが、当該電話の回数、時期、概要、経緯をご教示ください。
- (3) 上記(2)でご回答いただいた電話の他に2025年6月9日以前にコミュニケーションをとられたことがある場合にはその回数、時期、概要、経緯もご教示ください。
- (4) 貴殿と堀内氏は、貴殿が6月に来日予定だったことに合わせて、2025年6月29日に開催された面談（以下「6月29日面談」）の席で会われたとのことですが、貴殿が6月に来日した目的、滞在期間、同行者等の詳細をご教示ください。
- (5) 7月31日付け貴殿回答によれば、初めて連絡をとったのは2025年6月9日に堀内氏が貴殿にコンタクトしてきた際とのことであり、その際に、堀内氏と面談することを決定されたものと理解しておりますが、突如連絡してきた堀内氏との面談を即座に決定した理由をご教示ください。
- (6) 6月29日面談の参加者をご教示ください。なお、ISCによれば、貴殿の友人がご同席されたとのことですが、当該友人の氏名及び貴殿とのご関係性並びに当該友人を同席させた理由をご教示ください。
- (7) ISC から、6月29日面談の際、貴殿から、事前に「この夕食はカジュアルということで、両方で合意、共謀等を一切出来ないことや今後の方針なども語れない」との発言があったと把握しておりますが、貴殿においてかかる発言をされた理由をご教示ください。
- (8) 貴殿宛質問状(1)の3(6)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。7月1日面談でお伺いしたところによれば、貴殿は、

堀内氏より、当社について色々と教えてもらったとのことですが、当社についてどのような内容を教えてもらったのか、具体的にご説明ください。

- (9) 貴殿宛質問状(1)の3(7)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。堀内氏から貴殿に対して、ISC らが当社株式を保有している旨を伝えられた事実はございますでしょうか。ある場合には、その日時、具体的な内容についてご教示ください。

また、貴殿から堀内氏に対して、貴殿が当社株式を保有している旨を伝えられた事実はございますでしょうか。ある場合には、その日時、具体的な内容についてご教示ください。

- (10) 貴殿宛質問状(1)の3(8)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。貴殿が、ISC らが当社株式を買い集めている事実を認識した日時、どのような経緯で認識したかについてご教示ください。

- (11) 7月31日付け貴殿回答によれば、堀内氏より、当初、7月1日面談に堀内氏が同席したいというリクエストがあったが、貴殿がこれを断ったとのことですが、堀内氏が同席を希望した理由として、ご存じの内容をご教示ください。

- (12) 7月1日面談への堀内氏の同席を断った経緯、理由、趣旨、目的を具体的にご説明ください。

- (13) 7月31日付け貴殿回答に、「貴社の総務部長の佐藤氏が小職の渥美坂井法律事務所の法律顧問と直接連絡を取っていたにもかかわらず、貴社の清崎代表取締役社長が堀内氏に小職と連絡を取ることを打診しました。」との記載があります。しかしながら、実際には、当社が渥美坂井法律事務所の弁護士に対し、貴殿への連絡を複数回依頼したものの、同弁護士から返答がなかったことから、堀内氏を通じて連絡した次第ですが、かかる状態であったことは認識されていますでしょうか。また、堀内氏から当社が面談を希望している旨の連絡が来た際に、当社に直接又は渥美坂井法律事務所の弁護士を通じて連絡しなかった理由を、具体的にご教示ください。

- (14) 堀内氏は、ISC の代表として、2024年6月頃から継続して当社に対してビジネス上の提案をしており、2025年7月頃からは、当社の経営（政策保有株式の縮減、配当性向の向上等）についても意見しております。貴殿におかれまして、かかる事実を認識されておりますでしょうか。かかる事実を認識されている場合、ISC の各提案についての貴殿のご意見及びその理由をご教示ください。

(15) 7月11日にISCと当社とで行った面談の際に、堀内氏より「Sun氏とは今後協調路線を取ることも考えている」旨のご発言がございました。かかるご発言に関連して以下(ア)～(エ)につきご教示ください。

(ア) 貴殿は、ISCらが貴殿と「協調路線を取ることを」考えていることについてご存知か

(イ) 貴殿とISCらとの間で「協調路線を取ることを」について会話されたことがあるか

(ウ) 貴殿において、ISCらと「協調路線を取ることを」を検討されているか

(エ) ある場合には「協調路線を取」って具体的にどのようなことを実施するご想定か

以 上

(別紙2)

2025年8月12日

株式会社アイエスシー
堀内 智明様

玉井商船株式会社
代表取締役社長 清崎 哲也

ご質問事項(2)

当社は、貴社並びに貴社の共同保有者であるエンタープライズ及び三豊運輸と、当社の株主である Sun 氏とが実質的に共同して当社株式の買付けを行っているか否かを判断するため、貴社に対し、2025年7月17日付けで質問状(以下「貴社宛質問状(1)」といいます。)を送付したところ、貴社より、2025年7月18日付けで貴社宛質問状(1)に対する回答(以下「7月18日付け貴社回答」といいます。)を、及び同月28日付けで「弊社と Sun You Ning(以下 Sun 氏)との関係について」と題する書面(以下「7月28日付け貴社書面」といい、7月18日付け貴社回答と総称して「本回答等」といいます。)を受領しました。

もともと、当社は、本回答等その他当社において実施している調査の結果を踏まえ、本回答等記載のご回答では不十分な点及び追加の情報が必要な点等を含め、貴社らが Sun 氏その他の株主と実質的に共同して当社株式の買付けを行っているか否かを判断するために、貴社から追加で情報をご提供いただく必要があると考えております。つきましては、以下の事項について、ご質問させていただきますので、**本年8月31日まで**にご回答いただけますようお願い致します。

※ 本質問状において使用する定義語は、別段の記載がない限り、貴社宛質問状(1)において定義された意味を有します。

- (1) 2024年5月28日に堀内様と当社の清崎代表取締役社長が食事をした際、堀内様から、「シンガポールで日本の船会社への投資先がないかと聞かれている」旨伺いました。また、2025年5月21日に堀内様と清崎代表取締役社長が食事をした際も、「シンガポールの会社から、投資先となる日本の船会社がないかと聞かれている」旨伺いました。堀内様にこのような問い合わせを行った者及び当該者と堀内様のご関係、かかる問い合わせに対して堀内様がとられた対応、堀内様の対応を受けて当該者がとった行動(日本の船会社に投資した場合には、当該投資先船会社の名称、投資時期、取得株式数を含みます。)をご教示ください。

- (2) 本回答等において、堀内様と Sun 氏が知り合った経緯として、堀内様は、Sun 氏が 2025 年 5 月 23 日付けで提出した大量保有報告書（以下「2025 年 5 月 23 日付け Sun 氏大量保有報告書」といいます。）を見て Sun 氏の存在を初めて知り、インターネットで検索したところ、Wilmar Group で勤務していた可能性があることが判明したため、同年 6 月 9 日に Wilmar Group に在籍している知人の Kenny Beh 氏（本回答等において、「Kenny Ber」と記載されている箇所は「Kenny Beh」の誤記であると理解しております。）に紹介を依頼して、SNS で連絡を取ったとご回答いただいております。

他方、2025 年 6 月 10 日に、堀内様と当社との間で実施した面談（以下「6 月 10 日面談」といいます。）において、（その時点で堀内様が Sun 氏と面識があったか否かについては措いておくとして、）堀内様より「Sun 氏が提出した大量保有報告書を見て、同氏に聞き覚えがあったため調べた」とのご発言がございました。このように、堀内様が 2025 年 5 月 23 日付け Sun 氏大量保有報告書の提出を認識された時点において、Sun 氏の存在を知っていたか否かに関するご説明に変遷が生じた（当初は、当該時点で Sun 氏について聞き覚えがあった旨のご発言をされていたにもかかわらず、本回答等では当該時点で Sun 氏について全く知らなかった旨のご回答に変遷した）理由を具体的にご説明ください。

- (3) 本回答等によれば、堀内様が Sun 氏と初めてコミュニケーションをとったのは、2025 年 6 月 9 日の SNS のメッセージのやり取りであると理解いたしましたが、同日以降、堀内様と Sun 氏がコミュニケーションをとられた（書簡、電子メール、口頭その他方法又は形態は問いません。）回数、時期、概要、経緯をご教示ください。また、2025 年 6 月 9 日以前にコミュニケーションをとられたことがある場合にはその回数、時期、概要、経緯もご教示ください。

- (4) 6 月 10 日に堀内様及び貴社の森原顕正様と当社との間で実施した面談（以下「6 月 10 日面談」といいます。）において、堀内様は、Sun 氏が当社の 2025 年 6 月定時株主総会に出席する資格があるかについて確認されました。本回答等によれば、堀内様が Sun 氏を最初に認識したのは 2025 年 5 月 23 日に 2025 年 5 月 23 日付け Sun 氏大量保有報告書が提出されていることを認識した時点であり、堀内様が Sun 氏と初めてコミュニケーションをとったのは、同年 6 月 9 日の SNS のメッセージのやり取りであると理解いたしましたが、存在を認識してから約 2 週間後、コミュニケーションを取り始めてから僅か 1 日後に、SNS でのコミュニケーションを取ったに過ぎず、対面でのコミュニケーションを行っていない（しかも貴社が 7 月 28 日付け貴社書面の添付資料①として当社に提出された 2025 年 6 月 9 日付けの SNS でのメッセージのやり取りに関するスクリーンショット（以下「7 月 28 日付け貴社書面添付資料①」といいます。）を拝見する限り、堀内様と Sun 氏が日本で面談するための事務的なやり取りのみがなされ、実質的な対話はなされていないものと理解し

ております。なお、かかる理解に相違がある場合には、実質的な対話をされた部分のスクリーンショットもご提出ください。) Sun 氏の出席資格について確認した理由をご教示ください。

- (5) 本回答等によれば、堀内様が Sun 氏を最初に認識したのは 2025 年 5 月 23 日に 2025 年 5 月 23 日付け Sun 氏大量保有報告書が提出されていることを認識した時点であり、同年 6 月 9 日に SNS でのメッセージのやり取りを通じて堀内様と Sun 氏が面談する日程を決めたものと理解しておりますが、従前特段面識がなく、単に大量保有報告書を提出していたに過ぎない Sun 氏と面談することとした具体的な理由をご教示ください。
- (6) 7 月 28 日付け貴社書面添付資料①によれば、堀内様は、Sun 氏が 2025 年 6 月 24 日、25 日に来日されることを知って、面談の実施を提案されたようですが、Sun 氏がどのような目的で来日予定だったか、ご存じのところをご教示ください。
- (7) 貴社宛質問状(1)の 3 (5)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。Sun 氏によれば、6 月 29 日に実施された堀内様と Sun 氏との面談(以下「6 月 29 日面談」といいます。)において、堀内様から Sun 氏に対して、当社について色々ご教示いただいたとのことですが、当社についてどのような内容をお伝えいただいたのか、具体的にご説明ください。
- (8) 7 月 18 日付け貴社回答によれば、6 月 29 日面談の際、Sun 氏から、事前に「この夕食はカジュアルということで、両方で合意、共謀等を一切出来ないことや今後の方針なども語れない」との発言があったとのことですが、Sun 氏が敢えて事前にこのような発言をした理由として考えられるところをご教示ください。
- (9) 貴社宛質問状(1)の 3 (6)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。堀内様から Sun 氏に対して、貴社らが当社株式を保有している旨を伝えられた事実はございますでしょうか。ある場合には、その日時、具体的な内容についてご教示ください。また、Sun 氏から堀内様に対して、Sun 氏が当社株式を保有している旨を伝えられた事実はございますでしょうか。ある場合には、その日時、具体的な内容についてご教示ください。
- (10) Sun 氏が当社株式を取得するに至った理由について、ご存じのところをご教示ください。
- (11) 貴社宛質問状(1)の 3 (8)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。2025 年 5 月 23 日付け Sun 氏大量保有報告書が提出さ

れた時点で、当社は Sun 氏の連絡先を存じ上げなかったところ、堀内様が当社に代わり Sun 氏と連絡を取り合っただけで当社と Sun 氏の 2025 年 7 月 1 日の面談（以下「7 月 1 日面談」といいます。）を設定していただきましたが、この際、Sun 氏に直接当社に連絡させず、堀内様を介して連絡することとなった経緯及びかかる連絡手段を取った理由を具体的にご教示ください。

(12) 7 月 28 日付け貴社書面によれば、2025 年 6 月 26 日に、清崎代表取締役社長より「Sun 氏は英語が理解できるか」との確認があったため、貴社が 7 月 1 日面談に同席することを提案したが、Sun 氏が Sun 氏の友人を同行するため貴社の同席は取りやめた旨ご回答いただいております。他方 Sun 氏からは、堀内様が 7 月 1 日面談に同席する旨をリクエストされたと伺っており、堀内様が（単に通訳として Sun 氏を補助する以上に）積極的に 7 月 1 日面談への同席を希望されていたかのようにも拝察しておりますが、改めて 7 月 1 日面談に同席しようとした目的、理由、趣旨、経緯を具体的にご説明ください。

(13) 当社と堀内様の 7 月 11 日面談において、堀内様より「Sun 氏とは今後協調路線を取ることも考えている」旨のご発言がございました。本回答等によれば、堀内様が 2025 年 5 月 23 日付け Sun 氏大量保有報告書で Sun 氏を最初に認識した 2025 年 5 月 23 日から、7 月 11 日面談までの間に、堀内様と Sun 氏は、SNS でメッセージのやり取りを経て同年 6 月 29 日に 1 回面談されたものと理解いたしましたが、知り合ってから僅か約 1 か月半後に、たった 1 回面談したのみの Sun 氏と協調路線を取ることも考えているとの発言に至った理由、背景を具体的にご教示ください。

特に、6 月 29 日に Sun 氏との間で協調路線を取る可能性について会話されたか、された場合にはその概要、及び、7 月 11 日時点で、Sun 氏も貴社と協調路線を取ることを応諾する可能性があることと認識されていたか、認識していた場合には、どのような経緯で両者の間で「協調路線を取る」ことを検討するに至ったか、認識していなかった場合には、どのような根拠に基づいて Sun 氏と「協調路線を取る」とのご発言に至ったかどのような経緯についてもご教示ください。

(14) 上記(13)記載のご発言について「協調路線」を取る目的、「協調路線」を取って何を行うご想定か具体的にご説明ください。

(15) 貴社宛質問状(1)の 3 (11)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。当社株式の取得、処分、議決権を含む株主権の行使その他当社株式に関する事項について、第三者との間において関係や意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）があれば、その具体的内容及び当該第三者の概要を具体的にご教示ください。

なお、2025年7月7日付けで、森原顕正氏より受領した7月11日面談のアジェンダとして、「日軽金を含む、他大株主との協調-他の大株主との協議を開始しています。日軽金は一番大きな荷主ということで、御社の今後の体制について考えられている方、本船の運航がよくわかる方と一度話をする機会を今後設けたいと考えています。」とのご連絡を頂戴したところ、協議を実施された又は実施予定の「他の大株主」をご教示いただき、協議の内容を具体的にご説明ください。

- (16) 貴社宛質問状(1)の1(4)でお伺いさせていただきましたが、ご回答いただけなかったため改めてご質問させていただきます。実質的に貴社らが保有する当社株式の当社株主名簿上の株主の名義、当社株主名簿上のそれらの者の所有株式の数、これらの者がいかなる契約その他の関係に基づき当社株主名簿上の株主となっているか、当社株主名簿上の株主の名義を変更する予定がある場合は変更予定先の名称について、それぞれ具体的にご教示ください。

なお、貴社らの変更報告書によれば、貴社らが保有している当社株式は楽天証券及びSBI証券に対し、貸株していると理解しておりますが、楽天証券及びSBI証券が貴社らが保有する当社株式の当社株主名簿上の株主の名義か、及び、そうである場合には楽天証券及びSBI証券について、上記の各事項並びに回答日現在において実質的に貴社らが保有する当社株式のうち楽天証券及びSBI証券に対し貸株している株式の割合及び貸株の返却を受けるための条件、並びに、楽天証券及びSBI証券以外に貴社らが保有する当社株式の当社株主名簿上の株主の名義がないかもご回答ください。

- (17) 7月18日付け貴社回答によれば、「最低3%程度、最大でも10%程度の買い付けを予定していたことは貴社にお伝えもしていましたが、・・・購入上限を撤廃して購入を継続することも検討いたします」とのことですが、最終的に総議決権数に対する割合にして何%に相当する当社株式を取得する予定かご教示ください。また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、10%超の当社株式の取得を行う予定かについて、具体的にご教示ください。

- (18) 7月18日付け貴社回答によれば、貴社は、当社に対し「短期/中期/長期でやれることを組み合わせて提案していきます」「現在までの提案が成就した後も、大株主として各種提案を行う可能性は高いです」とのことですが、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような提案を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。

- (19) 7月18日付け貴社回答によれば、貴社は、「株式の所有比率から見ても、弊社側が取締役派遣提案を検討することになったとしてもそれは自然な流れと考えています。具体的には

言えませんが、その取締役の候補は弊社側で考えがあります」とのことですが、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような取締役の派遣に関する提案を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。

以 上